



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法律体系中における社債法の地位
Author(s)	鴻, 常夫; OTORI, T.
Citation	北海道大學 法學會論集, 10(1-4), 67-91
Issue Date	1960-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/27783
Type	departmental bulletin paper
File Information	10(1_4)_P67-91.pdf



法律体系中における社債法の地位

鴻 常 夫

- 一 わが国社債法の現状
- 二 株式会社法の一部としての社債法
- 三 株式会社法中における社債法の地位

は し が き

法律体系中における社債法の地位

社債は株式会社が事業資金を調達するため債券発行の方法によつて一般公衆から大量的・集団的な借入を行なうものであり、その発行は新株の発行と並んで株式会社金融に関する一つの中心的な制度であるのみならず、社債を含む公社債一般につき、その起債市場および流通市場が正常かつ健全に運用されているか否かは、国の経済・金融情勢全般にも関連する重要な問題である。発行会社にとっては証券発行の方法による資金調達の手段であり、投資家にとつては恰好な投資対象として共通である株式と社債のうち、株式については、すでにわが国でもその法理が徹底して究明され、株式を中心とする株式会社の基礎理論が法律学的にもかなり深く掘下げられているのに対して、社債の基

基礎論の考察は株式のそれに比べて、かなり遅れているように思われる。わが国では明治三二年の現行商法制定の時から社債についてある程度まとまった規定が設けられていて、商法学者は社債についても商法の一部として当然に研究の対象としてきたし、その後間もなく担保附社債信託法も制定され、それについては立案者たる池田寅二郎博士のすぐれた解説書として「担保附社債信託法論」も発表されてきたが、社債に関する総合的な研究は経済学的研究の面でも、法律学的研究としても、本格的なものとは従来必ずしも多くはなかつた。それは一つには本論で後述するような社債に関する法規整の複雑さにもよるところが少なくないと思われるが、それにも増して、株式についてと異なり、社債に関する法規整の全体が統一的な学問的考察の対象となるかどうかについての吟味が充分になされていなかつたことにもよるところがあるように思われる。もつとも、わが国の社債制度は明治から大正を通じて昭和の初めにいたるまで全体として割合に順調な発展を遂げてきたところから、社債法の総合的考察といつた純理論的な立場からの本格的な研究はさておき、社債に関する実務上の要請は社債法に関する専門的な研究の必要を痛感させるようになり、このような時期において債券協会がその機関誌たるインヴェストメントなどを通じて社債法の研究を活潑に始め、その成果には大いにみるべきものがあつた。のみならず、昭和初頭に入り社債の償還不能といつた不祥事件が相次いだりしたことも直接の契機となつて、社債権者保護ということが高く標榜されたり、社債浄化運動が實際界で行なわれるなどしたこともあつて、法律学者の社債法に対する関心も一段と高まり、この時期には社債法に関する文献もかなり現われるにいたつたが、社債法研究の水準を一挙に高めたのは、なんといつても田中耕太郎博士の「社債の法律的特異性」と題する論文と栗栖起夫博士の「担保附社債信託法の研究」と題する著書の二つである。前者は従来の法律学者が社債の本質をむしろ或いは消費貸借或いはこれに類似する無名契約或いは債券売買と認むべきか否かとの点

に力瘤を入れて観察し、博士の理解される意味での社債の本質論の方面、すなわち、社債の経済的および社会学的特質が社債に関する法律にいかん反映するかの考察が閑却に付されている嫌があつたのに対し、社債につき初めて実質的考察を加えられた劃期的なものであり、後者は栗栖博士の半生の仕事であつた社債に関する研究のいわば総決算ともいへべき担保附社債信託に関する総合的研究であつて、ともに、その後の社債法研究に強い影響を与えたものであるが、両者とも、社債に関する特殊的法規整の全体を総合的に考察したものではなかつた。社債法を眞の意味で総合的に考察した最初のもは石井照久教授が新法学全集に執筆された「社債法」であり、これは、その基礎理論を多く田中博士の前掲論文に負いつつも、複雑多岐な社債法制を見事に整序されており、戦後昭和二五年に若干手を加えられて単行書として刊行されたものが今日まで社債法に関するスタンダード・ワークとなつてゐること周知のとおりである。⁶⁹

しかし、石井教授の「社債法」も、それが社債法の総合的考察としてきわめて高い水準を示すものでありながら、社債法が法律体系中においていかなる地位を占めてゐるかについては全く触れられておられない。最近、わたくしも法律学全集に「社債法」の執筆をする機会を与えられ、社債法を総合的に考察することがあつたが、でき上つたものはあらゆる意味で石井教授の「社債法」に最も多く負うてゐるばかりでなく、研究が未熟で、師説を充分に発展しえなかつたことを慚愧の至に思つてゐる。その執筆に際して、わたくしなりに気になつたのは、社債法の総合的考察をしながら、社債法の全法律体系中における地位を明らかにしないままでは、「木を見て森を見ざる」の誤りを犯すことになるおそれがないかということであり、そういった考え方から、総論の末尾の「社債法」の節の最後のところに、その点に関する未熟な考察を一旦はまとめて書いておいたが、結局紙数の制約その他からその部分を全部削つてしまひ、その代りという意味もあつて、場所柄でないことをおそれつつも、全集の架にそれに相応しい若干の修正を施し

たものを載せておいた。そして、わたくしとしては、この問題については、さらに考察を加え直して、改めて発表する機会をもちうればと考えていたが、このたび、前北海道大学法学部長松岡修太郎先生の退職記念号を学部機関誌の特集号として刊行するにつき、編集委員から、その転載を強く要望されたので、法律学全集の編集部のご了解をえて、それに応ずることにしたものである。転載に当つては、単に法律学全集に執筆した最初の形に戻すだけに止まらず、かなりの補足をして、できるだけ論文の形式をとるよう努力したつもりである。元来は本記念号のために別稿を予定していたのであるが、右のような事情から本稿を寄せる結果になつたことについては、松岡先生ならびに読者の御諒承をお願い申し上げる次第である。

- (1) 多くのすぐれた教科書のほか、松田・株式会社の基礎理論（昭和一六年）はこの分野の偉大な業績として特筆すべきである。なお、松田・株式会社法研究（昭和三四年）参照。
- (2) 池田博士のこの書物はわが国社債法の古典であり、実務家による商法学の業績として卓越した内容のものである。なお、池田「担保附社債信託法」（岩波法律学辞典三卷所収）もすぐれた内容を示している。
- (3) 山室・社債論（明治四四年）はアメリカの社債制度の紹介を中心とする好研究であり、その後における社債の経済的研究としては岡村・社債金融論（昭和一五年）を殆んど唯一のものとして挙げうるのみである。後者は現在、岡村・全訂株式会社金融の研究（昭和三三年）の中に実質的に収められている。
- (4) 板橋菊松氏の努力によるものが多く、同氏編・社債法十講（大正一五年）は松本・竹田両博士を初め当時における商法の權威を多数動員した注目すべき論文集である。なお、板橋・社債法論攷（昭和四年）参照。
- (5) わが国における社債制度の生成と発達については拙著・社債法（法律学全集）六八頁以下、より詳しくは竹内・わが国公社債制度の沿革（経理経営選書）（昭和三一年）参照。
- (6) この当時の文献として前掲註(4)に挙げた板橋氏や後出（註(8)）の栗栖氏の著書などのほか、船尾・担保附社債及信託（昭和三年）、永井・社債法の研究（司法研究一五輯二）（昭和七年）があり、なお、実務的啓蒙書として岩田・猪居・公社債の知識（昭和六年）、

佐藤・社債の理論と実際（昭和八年）などがある。

(7) 田中博士のこの論文は最初（昭和四年）法協四七卷三号四号に連載され、後に同著・商法研究二卷（昭和一〇年）に収められ、戦後同著作集中商法学特殊問題上三一頁以下に再録された。以下には最後の書物から引用する。

(8) 栗栖博士のこの書物は博士が中央大学へ提出された学位論文であり、博士のそれまでの社債に関する一連の研究、すなわち、担保附社債信託法論（昭和三年）、商法社債法論（昭和四年）、社債信託法原論（昭和五年）、社債及び会社研究（昭和五年）（これは同著・社債及其救済論（昭和三年）・株式及び社債を中心としてみた会社法比較研究（昭和四年）・会社財政及其整理論（同年）の三冊を合本したもの）、欧米社債法概論（島田氏と共著）などを集大成したものであり、社債法に関する体系的研究の先駆的業績といえる。

(9) 石井・社債法（昭和二五年）は、今日では同・商法Ⅰの社債に関する部分とあわせ読むべきである。

一 わが国社債法の現状

一 わが国における社債法の現状をみると、端的にいつて社債に関する法規整はきわめて複雑なものとなっている。すなわち、わが国における社債に関する主要法規として、まず社債に関する一般規定であり、かつは無担保社債を対象とする商法中の社債に関する諸規定（商二九六条―三四一条ノ五。以下商法社債法と略称する）と担保附社債に関する特別法としての担保附社債信託法（以下担保法と略称する）との二つを挙げなければならないが、このほか、社債法律関係を直接の規整対象とするものとして社債等登録法（昭和一七法一一）・企業担保法（昭和三法一六〇）があるほか、証券取引法（昭和二三法二五）・会社更生法（昭和二七法一七二）・長期信用銀行法（昭和二七法一八七）・若干の特殊事業法・各種の特殊会社法・各種の税法ならびにそれらの附属法令等の中にも社債に関し重要なあるいは特殊な規定が散在している。ところで、社債に関する主要法規である商法社債法も担保法も、ともにその制定年次はかなり古く、制

定後数次の改正によつて逐次相当の整備がなされ、わが国社債制度の發達を誘致してきたといふものの、社債制度自体の發達の現状からみても、さらには社債制度の今後一層の健全な發達のためにも、改正を要すべき点は決して少なくない。とりわけ、わが国の実際において事業債一般につき原則的な担保附社債に関する基本的な根拠法規である担保法についてその点は顯著であり、一般法たる商法社債法につき数度の改正がなされてきたにもかかわらず、形式的には一般法と特別法との關係にあるはずの商法社債法と担保法との兩者のいずれにおいても、その改正は相互の關係を考慮することなく行なわれてきたといつても過言でなく、ために両法間に無用の矛盾を生ぜしめたばかりでなく、ことに昭和十三年の商法改正によつて担保法上の諸制度の多くが一般法たる商法中にとり入れられ、無担保社債についても認められるにいたつて以後は、両法間に無用の重複を生じている。かくて商法中のある規定と担保法中のある規定とが一般法と特別法との關係ではなく、両々並立して別個に適用されるものを生じているといつた状態である。また、担保法制定当時にはわが国に存しなかつた信託制度が担保法の制定を機とし、担保附社債制度の普及にもなつて漸次一般に理解され、大正十一年に信託法・信託業法が制定されるにいたつたが、その結果同じ信託關係でありながら、一般的な信託制度に関する信託法・信託業法と担保附社債信託に関する担保法との間で重複ないし矛盾が包蔵されてしまつたままになつてゐることも、担保法と商法との關係に類似しており、この点でも担保法を整備する必要がある。のみならず、担保法自体、制定後屢次の改正がなされたとはいへ、昭和八年に「オープン・エンド・モーゲージ」制のある範圍で採用したほかは、社債に附しうべき物上担保の範圍を漸次拡張した改正が大部分であつて、他には大きな改正がなされることなく今日に及んでおり、担保附社債制度運用の現状からみて不備とされている点は少なくなく、担保法改正の要望はとくに實際界でもきわめて強く、過ぐる昭和二九年に法務省の諮問に対し、全

国銀行協会連合会（法規専門委員会）の担保附社債信託法改正要望事項の答申が発表されていることは、よく人の知るところであり、²⁾ 解決を要すべき問題は広汎である上に、担保附社債制度の根本にも触れるところなしとしない重要なかつ困難な課題が多く残されている。

つぎに、商法社債法も数度にわたる商法改正に際してその都度改正を加えられてきたとはいいながら、その最も重要な改正である昭和十三年の改正も、その最も主要な改正点である社債権者集会制度の採用といい、社債募集の受託会社の職務権限を明確に定めたことといい、いずれも担保法にならつて、その制度を一般化したものであり、このほかにも担保法上の特別規定であつたものを一般社債について同様の規定を設けただけの趣旨のものが少なくなかつたし、さらに戦後昭和二十五年の商法改正に際しても、商法社債法の規定は広範囲な改正を加えられたが、それらの改正は、右改正の一般的眼目であつた株式会社資金調達の便宜化・株式会社経営機構の合理化といった見地からする株式を中心とした諸制度の改正の社債法への反射ないし複写ともみらるべきものであつて、今日商法社債法の改正の必要の大きいことは担保法について前述したところと大体同様であるといつてよい。

第三に、以上に述べた社債関係主要法規の不備にも増して現行社債法体系における最大の欠陥ともいふべきは、商法・担保法と証券法との調整がなされていないことである。従前は銀行・信託会社その他の金融機関は社債募集の受託会社であるとともに（昭和二三法商施五六条）、社債引受人でもあつたところへ、戦後制定された証券法は金融機関と証券業者との職能を分離し、一方で証券業者に社債募集の受託を禁止し、他方で金融機関の証券業務を禁止したわけで、このように起債市場における募集の受託機関と引受機関を分離し、金融機関から引受機能を奪つて、新たに証券業者に引受業務を担当させるという、わが国社債引受機構の大変革がなされたにもかかわらず、商法・担保法のこの

点に関する規定は昭和二五年の商法大改正の際にも当然改正されるべかりし改正が加えられず、いわば戦前の起債機構に対応して構成されたままになつておるのであつて、ために、これら三つの法律間に法制上無用の混乱を生じている状態であり、この面での調整は絶対に必要である。⁽³⁾

以上に述べたように、社債に関しては主要法規相互間に矛盾重複が少なくないのでなく、それぞれの法律自体についての改正の必要も認められている。のみならず、このほかにも多くの特別法がそれぞれ特殊の立法趣旨から多数制定されており、ために現行「社債法の体系は複雑混乱をきわめて」といつても過言ではなく、つきはぎの弥縫的一部改正を以つては全治しがたい「満身瘡痍」の状況にあるものと評しうべく、その整備改善は社債制度の健全な發達のために現下における立法上の一大課題であるといふべく、その全面的改正を必要とするにいたつては、何人もこれを認めるほかはないことである。⁽⁴⁾

二 わが国社債法の現状がきわめて複雑なものとなつてゐることは以上にみてきたとおりである。そして、このよ
うな社債法の複雑・混乱を惹起した所以を考えると、その最大の原因はわが国社債制度および社債法發達の沿革に帰せしめうるようと思われる。すなわち、従来わが商法は一般的にはドイツ(旧)商法を母法としつつ、社債に関しては、制定当時商法中に社債に関する規定を設けていたイタリー・ベルギー・ポルトガルといった諸国法を参酌したものとごくである。一方、担保法は一般的にはイギリスの制度にならつて担保附社債制度をとり入れたものであるが、同時に、その制度の運用に当る者としては、イギリスの受託者よりもアメリカで發達していた信託会社の制度にならつたところが少なくないし、さらに戦後制定された証券法や会社更生法のごときは、いずれも全面的にアメリカ法を導入したものであるといふように、社債に関する種々の法規整理は、その沿革を觀みると、その基本的立場

においてかなりの隔たりを内包し、それらが特別法の形式をとつていただけに、それらは未だ完全に同化していない混血状態のままにあるといふのではないかと思う。ここにおいて、わが社債法は、わが国社債制度の現状に即した改正が必要であると同時に、統一的な基本的立場に立脚した再編成が必要とされているものといわなければならぬ。わが社債法の今後の改正に当り、いかなる立法形式で、いかなる基本的態度のもとに、いかなる点を、いかに改めるべきかということは、そのいずれもが、しかく簡単かつ容易な問題ではないが、今ここに深入りする限りではない。ただ、このような社債法の全面的改正を論ずるに当つても、法律体系中における社債法の地位についての正しい把握が必要であると考えられること、そして、このことは諸外国における社債立法の形式が一様でなく、また、社債に関するまともな法律的考察についても従来諸学者の論ずる態度にも、理論的体系的立場から見ると、かなりの相違が存在しているだけに益々そういえると思われるがゆえに、わが国社債法の現状の複雑さと、そのよつてきたる原因をやや詳細に概観してきた次第である。⁽⁵⁾

- (1) わが現行社債法の内容の詳細については拙著「社債法（法律学全集）八〇頁以下参照。
- (2) 全銀協の担信法改正要望事項の全文は石塚・証券（銀行実務講座）五九頁以下に収載されている。
- (3) この面を理論的に整理して問題の鋭い指摘を行なつたものとして、西原「社債募集の形態について」（法学雑誌一卷一号一頁以下）はきわめて有益な論文である。
- (4) 社債法改正に関する最近の一般的文献としては田瀬「社債法の問題点」（ジュリスト一八号三頁以下）、渡辺「社債をめぐる法制上の問題点」（商事法務研究三九号二頁以下）が最もまともなものであり、わたくしも、未熟ながら一般的考察を試みつつあるが（拙稿「社債法改正への雑考」（公社債会報二八号以下）、種々の事情から未完のままでは遺憾であり、他日の完結を期したいと思ふ。
- (5) 諸外国における社債立法の発展とその現状およびそれに対する評価については不完全ながら拙稿「諸外国における社債立法の発

論 二 株式会社法の一部としての社債法

一 わが国では社債法は一般に商法の株式会社法の一部として論述されている。これは商法典がその会社編の株式会社の章中に社債に関する一節を設け、これに関して相当詳密に規定し、それ自体ある程度ままとまつた自足性を保有していることからいつても当然のことであるが、ただ、社債に関しては、すでにみてきたように、商法以外にも担保法を初め、証取法その他多くの特別法で特殊的法規整がなされているから、これらを総合した社債法が法律体系中でいかなる地位を占めているかが学問的には重要な問題となり、同時にそれは、すでに述べたように、現在複雑をきわめている社債法の全面的改正を企てるに当つての基本的な前提としても要請されているところでもある。

ところで、社債法は社債についての特殊的法規整の全体であるが、その社債について、特殊的法規整が必要とされる所以のものは、社債制度のもつ社会的・経済的実質、すなわち社債は株式会社が債券発行の方法により巨額かつ長期の資金を公衆から借入れられるものであるというその本質的な特色に外ならない。このように社債が株式会社の資金調達の手段であること自体によつて、社債法は株式会社金融に関する特殊的法規整といふべく、この意味で、社債法が実質的にみても、株式会社法の一部として体系的に把握しうる理論的根拠がまず与えられているといえるが、ひるがえつて考えてみると、社債は株式会社金融に関する制度であるといつても、株式会社の事業資金を調達するための方法としては、社債の発行のみならず、新株を発行することもあり、さらに銀行よりの借入等個別的な消費貸借の形式をもとりうるわけであるから、社債が株式会社金融に関する制度であるというだけで、その法律体系上の地位とし

て株式会社法の一部と考えられるべきであると簡単に結論づけられるわけにはいかず、より立入った実質的考察が要求されざるをえない。ただし、右のうち新株の発行は、いわば株式会社企業の組織の拡大という意味で会社の構造の変更をとまなうものであるから、その面からの特別な考察が当然必要となり、いわば株式会社法プロパーの問題であるといゆるのに対して、社債にしろ、銀行よりの借入にしろ、それらはいずれも本質的には純然たる債権であつて会社の構造の変更には関せず、法律学的には金銭の借入として一般のそれと異ならないからである。このような点からして株式会社法中には社債に関する詳密な規定を有しないドイツでは、社債ないし社債の発行の問題を商行為法各論ともみるべき銀行取引の一環として、「積極的信用取引」(Aktiv Kreditgeschäft)の箇所を取上げる者が多い。そして、社債が原則として銀行の手をへて流通におかれ、或いはさらに、社債が銀行による長期貸付の変形としての意味をもつことが少なくないドイツにあつては、右のような学問上の取扱態度にも一理がないわけではないが、社債の本質的特色に鑑みるとき社債の発行を全体として單純な取引關係とみることは適當でなく、一般の信用取引と同列に取扱ふこともまた適當ではない。ただし、社債は株式会社が資金調達のため他人から金銭を借入れるものであること一般の金銭借入と交らず、一定の利息の支払と期限における元本の償還とが約定されている点で、消費貸借的な純然たる債権であるには違ひないが、社債の発行による金銭借入の場合をみると、通常その借入額も巨額であり、借入期間も長期にわたることが多く、しかも借入総額が同一金額(劃合的單位)に区分され、この各部分が同一条件で一般公衆から直接に或いは間接に募集され、その各部分に対する権利を表彰する有価証券として債券が発行される点で一般の金銭借入における消費貸借上の債権に対しての特異性を示し(この点は広義の公債一般に共通のことである)、さらにその借入主体が株式会社であることは公債(狹義の)の場合とは異なつた意味を社債に与えており、換言すれば、社債は

借入主体が株式会社であり、借入の相手方が一般公衆であること、しかも、その額が巨大であること、期間が継続的であること、借入総額が同一金額に区分されること、各社債権者について条件が同一なこと、債券が発行される点において本質的な特色が認められるからである。このような多くの本質的特色を有する社債については当然それに応じた法規整が必要であり、現行法上種々の規整が加えられており、この意味で社債は法律上も一般の金銭貸付債権に対する特異性を有している。すなわち、まず、社債が大量的・集团的・対公衆的なものであるところから、集団的な起債のために必要な特別な技術的処理がなされており、また社債が大量かつ長期の債権で、しかも債権者が一般公衆で債務者が株式会社であるところから、社債権者の保護が種々図られており、ことに多数の債権者が継続的に利害を共通にするため、社債権者の団体的取扱が認められている。最後に、社債については債券が発行されるが、これは本来社債権に流通性を付与するためであり、権利が有価証券に表彰されることから、権利の発生・行使および移転の全部または一部について証券が必要とされる点に社債における債権の証券化の法律的特色がある。以上に述べたように社債は本来株式会社に対する貸付債権として消費貸借的なものでありながら、それに固有な前記の本質的特色のゆえに法律上その特色に応じた特別的法規整をうけているのであって、それらの総合のうちに経済上の制度としてののみならず法律上の制度となつている社債の本質が存するものといふべきであり、社債の本質を右のように把握するにおいては、それが第一次的に株式会社金融に関する制度として株式会社法の一部を構成するものと考えべきが至極妥当な考え方と思われる。そして、社債法を法律体系上株式会社法の一部として構成することは、社債とともに、発行会社にとつては証券発行の方法による会社資金調達の一手段であり、投資家にとつては投資の恰好な対象として共通である株式とを投資証券(Investment Securities)として並べて取上げることが可能ならしめ、近時における株式と社債と

の接近という諸現象の正しい法律的考察にも役立ちうるように思う。

二 法律体系における社債法の地位を株式会社法の一部として考えるとき、なお二、三の重要な問題が残される。第一は、株式会社法における社債法の地位であるが、これにいつては節を改めて論ずることとする。第二は、社債法と有価証券法との関係である。すでに述べたように、社債はその性質は純然たる債権であるが、それが証券化されているところに一つの本質的特色があり、従つて、社債の法律関係を考察するに当つては、社債の流通関係はもとより、その発行・利払および償還の関係についても、さらには社債の管理についてすら、とくに債券の面を重視すべきことは当然のことである。この点につき、無記名の債権（債務）証書の無因性、すなわち、無記名債券が抽象的債務約束たる有価証券であることが認められているドイツでは、手形・小切手と並んで無記名債券一般が他の商業証券などとともに有価証券法（Wertpapierrecht）の一部門として取上げられ、その面で社債に触れるのが一般である。債券の抽象証券性・無因性が認められる限りにおいて、それは、むしろ有価証券に固有な問題であり、しかも、無記名債券は一般には、同じく無因証券である手形（とくに為替手形）・小切手よりも法律関係が単純なものといえるから、有価証券法各論として、無記名債券をむしろ手形・小切手の前に敘述するということは有価証券法の体系として充分に理由のあることであり、現にスイス債務法のごとき、社債を有価証券と題する章中に一節を設けて包括的な規定を置いている。しかし、右のような論述態度は、一つには記名社債の取扱に問題を残すばかりでなく、一般に社債の法律関係は単に債券の有価証券法的側面に限られぬ多様な側面をあわせ有することは前述したとおりであり、このいわば社会的側面を逸しえない社債法につき、その全体を、債券の有価証券性を媒介として有価証券法体系中に織込むことは、不適當というより不可能に近く、社債の法律関係につき債券の面を重視するといつても、むしろ株券などと

一括した投資証券として取上げる方が法律体系上の問題としては社債の本質的特色に相応しい態度ではないかと思う。⁽¹²⁾もとより、有価証券法の総合的研究をなすに当つて債券にもそれに相応した重要な地位が与えられるべきであるといふことは、これを認めるべきであるが、そのことは法律体系中において社債法が株式会社法中に地位づけられるべきものであることを少しも妨げるものではなく、社債（債券）は株式会社法と有価証券法の双方において取上げられるべきだといふことは、社債（債券）の法律関係を考察するに当つて会社法的側面と有価証券法的側面との双方を合せて観慮すべき必要を示すものであり、ただ、それだけの意味で、当然のことといふべきものであるが、そのことは同時に社債（債券）を投資証券として統一的に考察する必要のあることを示唆するものともいえよう。

第三に、社債は公衆に対する起債によつて生じた株式会社の多数の部分に分割された債務（債権）でこれについて有価証券（債券）の発行されるものだから、公衆に対する起債によつて生じた多数の部分に分割された債務（債権）でこれについて有価証券（債券）の発行されるものを広く公債というとなれば、社債もこの意味での公債の一種であり、起債額が巨額なこと、公衆に対して発行されること、公衆に対して発行されること、借入期間が継続的なこと、借入総額が均等金額に分割されていること、各債権者について発行条件が大体において同一なこと等は社債を含む広義の公債一般に共通の性質であり、これらを包括的に理解することができないわけではなく、従来ドイツでは社債の法律関係は公債一般の法律関係として論じられてきており、社債の経済学的考察においても、広く公債一般と一しよに取上げるのが普通である。⁽¹⁴⁾そこで、立法論として、債券を発行して起債する場合（いわゆる広義の公債）につきあまねく適用される一般法を定めるの可とするの見解も有力に主張されており、⁽¹⁵⁾現に、ドイツ・フランスなどの立法例がそのような態度を示している。⁽¹⁶⁾しかし、社債制度と株式会社制度との必然的な連絡を否定する考え方は疑問であるよう

に思う。ただし、法律体系において社債法の占めるべき位置は第一次的には株式会社法にあると考えるべきこと前述してきたとおりであり、また、株式会社法中において社債法が占めるべき地位も、後述するように、証券資本主義の段階にある株式会社法の体系として、株式と社債とが、ともに証券発行の方法による株式会社資金調達の問題として両者を会社の発行する証券という面でまず並べて取上げ、できるかぎり両者を並列的に取扱うことが適当ではないかと考えられるからであるが、さらに、実質的に考えても、狭義の公債と社債とは、その起債目的、従つてまた、その経済的・社会的な意義ないし作用について大きな相違があり、また、発行主体の相違から、その監督・取締等についてはもとより、その発行・償還の手段や管理の方法についても、その法律上の取扱に相違があるからである。この意味では、普通に公債というときは、その意味を狭く解し、国家・地方公共団体等が財政上の理由によつて起債するもの（国債・地方債等）を、とくに公債と呼び、社債はこの狭義の公債に対立するものとして理解されてきており、また、公（社）債については株式会社法の発行するものについてののみ詳細な規定が設けられてきたというわが社債法の沿革は無意味な、ないしは誤つた態度であつたとは思えない。もつとも、社債権者保護を中心とする社債の管理の面では広義の公債を通じ債券所持人の場合一般に共通する問題であり、これらをあわせて規整する必要があるとするならばこれを独立の単行法とすることもよいだろうし、また、たとえば、社債登録制度といった技術的方面も狭義の公債の発行する場合に共通する問題であるという意味では、これも独立の単行法とすることもそれ相応の理由があるが、現行社債法の整備改善に当り、社債法という単行法を新たに制定するか、散在した社債関係法規の総合を商社債法の改正という方法で実現するかということは、むしろ第二次的な問題であり、要は社債法は広義の公債法一般の中に解消し終らない前述したような特殊性を有するものであることを忘れるべきではないところにある。⁽¹⁷⁾

なお、わたくしは、社債法は前述したような実質をもつ社債制度につき、社債の発行からその償還にいたるまで、それをめぐる利害関係人の経済的利益を調整することを理念(目的)とする法であるという意味で、それと同質的な株式会社法の一部をなすと考えているものであり、それ以上でもなければ、それ以下でもない。実質的意義の株式会社法の範囲については若干議論もあり、とくに社債については証券法との関係で問題となることでもあるので、念のため附言しておく。⁽²⁾

- (1) たとえば Goldschmidt (Levin), System des Handelsrecht, 4 Aufl., 1898, S. 198 ff.; Cohn, in Endemanns Handbuch des Handelsrechts, Bd. III, S. 858 ff.; Lehmann (Karl), Deutsches Handelsrecht, 2 Aufl. 1912, S. 786 ff.; Müller-Erzbach, Deutsches Handelsrecht, 2 Teil 1 Aufl. 1924, S. 641 ff. など。もつとも、以上のうちリーマンはその著「株式会社法論」では株式会社の「業務経管」としてとくに社債を取上げ、支店等とともに、これを定款変更のついでに論じている。(Lehmann, Das Recht der Aktiengesellschaft, Bd. II S. 475 ff.)
- (2) Gierke (J. von), Handelsrecht und Schiffahrtsrecht, 6 Aufl. 1955, S. 492 ff.; S. 515 ff. 参照。
- (3) Koch, Banken und Bankgeschäfte, 1931, S. 205 ff. 参照。
- (4) 社債の本質的特色については田中「社債の法律的特異性」(商法学特殊問題上三一―一頁以下)、拙著・社債法(法律学全集)九頁以下参照。
- (5) 社債の各特色とその特色に応じた法規整の必要性との関連については、鈴木・会社法(法律学講座)二〇一頁は、簡単ながら最も明快で、理論的に整序されている。
- (6) アメリカでは連邦法である一九三三年証券法・一九三四年の証券取引所法が株式と社債とをともに投資証券として、あわせて規整を加えているばかりでなく、最近の一九五二年統一商法典(Uniform Commercial Code)も、その第八章「投資証券」(Investment Securities)の章中に無記名社債のほか、株式その他の投資証券とともに記名社債に関する規定を設けている。
- (7) 株式と社債との接近の問題については拙著・社債法(法律学全集)三三頁以下、拙稿「株式の社債化」(ジュリスト一五〇号三一頁以下)参照。

- (8) 比較的新著として Ullmer, Das Recht der Wertpapiere, 1938; Locher, Das Recht der Wertpapiere, 1947, S. 32 ff.; Rehfeld, Wertpapierrecht, 3 Aufl. 1954, S. 22 ff. など。
- (9) ミュンヘン一九三六年債務法一一五六条一一八二条。従って Gubli, Das Schweizerische Obligationenrecht, 4 Aufl., 1948 が社債を有価証券の箇所では取り上げているのは当然である。
- (10) ただし、ミューンヘンの商法論 Schumann, Handelsrecht, Bd. II (1954) やミューンヘンルの有価証券法に関する新著 (Stanzl, Wechsel-, Scheck- und sonstiges Wertpapierrecht, 1957) はミューンヘンの類書と異なり、社債を含む無記名証券一般として、手形・小切手などのもとへ廻りしかめ、それら先立って指図式社債を他の指図式証券と合わせて論述している。
- (11) とくに「株式化された社債」ともいうべき転換社債や株式引受権附社債や利益附社債についての取扱に於いてそうであり、株式法中の社債に関する一般的规定を置かずにないドイツにおいて、転換社債 (Wandelschuldverschreibung)・新株引受権附社債 (Aktienbezugsschuldverschreibung)・利益配当附社債 (Gewinnschuldverschreibung) などについては株式法中の一七九条の規定や (J. von Gierke, Handelsrecht und Schiffrechtsrecht, 6 Aufl. 1955, S. 365 ff. 参照) など、拙稿「転換社債」(株式会社法講座五卷一七一―一五頁以下) 参照。
- (12) イギリスでも社債は会社法中に一般的に取り上げられ、とくに会社の借入能力や負担との関連が問題とされている点で特徴がある。Palmer, Company Law, 20th ed. 1959 p. 265, et seq. esp. p. 360 et seq.; Topham, Principles of Company Law, 11th ed. 1949, p. 145 et seq.; Charlesworth, The Principles of Company Law, 5th ed. 1949, p. 185 et seq.; Gower, The Principles of Modern Company Law, 2nd ed. 1954, p. 339 et seq.; Hornby, An Introduction to Company Law, 1957, p. 115 et seq. 参照。
- (13) たとえば Freund, Die Rechtsverhältnisse der öffentlichen Anleihen, 1907; Brunner (Hugo), Die öffentliche Anleihe und die Organisationen der Anleihegläubiger, 1913; Michels, Anleihe (öffentliche), in Sier-Somlo und Eisters Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Bd. I S. 201 ff.; Bd. VII S. 40 ff. など。
- (14) たとえばアメリカにおける社債論の代表的著書として Chamberlain, The Principles of Bond Investments, 7th ed. 1925; Lagerquist, Investment Analysis, 1922 など参照。
- (15) 松本・註釈株式会社法一八一頁。なお、田中博士も「社債制度と株式会社の制度との連絡は必然的なものとはいえない。社債は現行法上は株式会社の資金調達の一方法であり、その性質は、会社が消費貸借の方法によつて資金を借入れる場合と異なる

ものではなく、ただ社債の一般公衆性、集団性が特殊の規定を要求するに過ぎない。しかしこの意味の規定の大部分は必ずしも株式会社の場合のみに限らず、人的会社、公益法人、一人の場合においても要求せられるのである。株式会社の性質上特に要求せられるものと認められる規定は商法第九十条（現二九六条）、第二百条（現二九七条参照）位なものである。私は立法論として株式会社法中にはこの位な規定を置くに止め、残余の規定は広く債券発行の場合の債券所持人保護の一般制度を確立し、その中に編入することを相当と考える」と述べられておられ（田中「商法上の法律関係と其の定型化」〔商法学特殊問題中五七頁註一〕、そして、このような批判はさらに避れば、かのレーメが、日本商法の紹介を試みるに当つて、ほとんど同様の批判をなしていたところである（Rehne, Das japanische Handelsrecht, ZHR Bd. 54, S. 387（岡野・会社法五八一頁参照））。

(16) ドイツ一八九五年十二月四日の「債券所持人の共同の利益に関する法律」〔Gesetz betreffend die gemeinsamen Rechts der Besitzer von Schuldverschreibungen vom 4 Dezember 1895〕やフランス一九三五年一月三〇日の「社債権者の保護に関する法令」〔Décret du 30 octobre 1935, relatif à la protection des obligataires〕などがその代表的事例である。

(17) わが国社債立法の今後の在るべき一般的な形式については、拙稿「社債法改正への雑考」〔公社債会報二八号一五頁以下〕に詳論してある。なお、拙稿「諸外国における社債立法の発展」〔ジュリスト一四九号〕参照。

(18) 社債法の理念と基調については拙著・社債法（法律学全集）八五頁以下参照。実質的意義における株式会社法（商法の一部としての）の範囲に関する論議については、鈴木・商法の企業法的考察の意義に収載されている一連の論文を、とくに、株式会社法と証券取引法との関係については同「証券取引法と株式会社法」〔株式会社法講座一卷三五頁以下〕を参照されたい。

三 株式会社法中における社債法の地位

一 以上に述べてきたことは、社債法が理論的には株式会社法中の一部門をなすものと考えらるべきだということである。そこで、つぎに問題になるのは、社債法は株式会社法中においていかなる地位を占めているかということである。この点についてわが国従来の学者の論述におけるその地位づけは一般に必ずしも明確に意識されず、商法典が「会社の計算」と「定款の変更」に関する規定の中間に社債に関する規定を包括して規定していたことから、そのよ

うな法典の順序にならつて論述するのが一般であつた。¹⁾この法典の順序自体は元来、設立について株式・機関・計算というように株式会社会社の構造として正規の場合を規定しているのに、定款変更以下の規定がいれば会社の構造変更に関するものが多い(定款変更(資本の増減を含む)・組織変更・合併等)ため、会社の構造の変更には関しない社債に関する規定を「会社の計算」のあと「定款変更」の前においたものと解されないものではない。しかし、株式会社法中の諸規定を実質的にみるときは、会社の計算までの諸規定は株式会社の内外部関係を規定しているのが大部分であり、これに對して、定款変更以下の諸規定には株式会社の外外部関係に関するものが少なくないのであつて、この意味では、社債は法律的には株式会社の外外部関係のものともみられ、しかも、その規定の大部分はむしろ後半の会社債権者保護の諸規定と共通な面を多分にもつていたともいえるわけであり、結局商法典中における社債規定の体系的地位は必ずしも明確ではなかつたばかりでなく、²⁾なによりも株式会社会社の資金調達の手段という面で同質的な新株発行による資本の増加と社債の発行とが体系上分離されてしまう点(資本の増加が定款変更の一場合としてそれに包含されてしまうため)に難点があつた。

二 ところで、昭和二五年の商法改正で授權資本制度が採用され、新株の発行は定款変更とは無関係なものとなつたため、「会社の機関」のあと、「会社の計算」の前に、「新株の発行」として独立の節が設けられるなど法典の順序にも従来と比べて変更がもたらされ、⁴⁾この点からも株式会社法の体系の再検討が必要になつたわけである。そこで昭和二五年改正法による新著には、新株の発行と社債の発行とを合わせて「会社資金の調達」とし、或は「会社の計算」のあとに、或は「会社の計算」の前に、両者を一括して論述する立場も現われてきた。⁵⁾このような立場は右の改正法が新株発行の法律的規整に當り、これを会社の構造の変更という法律形式的な面よりも会社資金の調達の手段である

というその経済的・実質的性格を重視しているものとみられるだけで、充分に理由のあることだと思われる。しかし、この立場でも社債の発行に関しては、単に発行手続のみならず、社債自体の基本的法律関係をも含めてそこで一般に取上げるのに対し、新株の発行に関しては、単に発行手続に関するもののみをそこで取上げ、新株発行により発行された株式会社自体の法律関係は会社の構造に関する問題として「株式」一般の箇所譲られており、そのことは商法典自体がそのように分けていることではあるが、やはり理論体系上は統一を欠いている憾みがあるとの批判を免れないように思われる。この意味では、株式会社の資本的機構として基本資本たる株式と外来資本たる社債とを並立的に一括して取上げ、株式と社債との両者につき、いわばそれ自体の基本的法律関係とその発行・変動・流通・消滅等に関する諸問題をそれぞれの中で分けて論述する立場は最も注目し得る態度であると思う。すなわち、この立場においては、通常の新株発行は「株式」の最後に「基本資本の変動」としての「資本の増加および減少」中の資本の増加の一場合となるわけで、この基本資本の変動で「株式」に関する論述を終えるとともに、つづいて社債が論述されるわけである。会社法の全体系を会社の資本的機構と経営的機構を中心として構成する試みは、会社が自己資本であれ他人資本であれ、資本を運営して営利を追求する企業形態であり、とりわけ株式会社は資本金ともいふべきものであるだけに適切であり、その資本的機構として自己資本たる株式と外来資本たる社債とを並列して取扱うことも、株式の債権化による株式と社債との接近という現時の社会・経済的事実を鑑みるときは、これまた充分に意味のあることと思われる。ただ、この立場が株式と社債とを並べて取上げているといつても、元来株式は法律的な意味での資本を構成するため（商二八四条ノ二）、資本構成に関する法規整が株式中に織込まれることになれば、一方において、株式と社債との並列ということに限度があることになるとともに、他方において、資本に関する法規整と密接不可分の関係にある

株式会社計算規定の他の部分との体系上の関連に困難な問題を残すことになるのを免れないように思われる。

三 ここにおいてか、わたくしは、証券資本主義の段階にある株式会社法の体系としては、株式と社債とがともに証券発行の方法による株式会社資金調達の問題である点を重視し、両者を株式会社発行する投資証券であるという面で一括して取上げ、できうるかぎり両者を並列的に取扱うことが適當ではないかと考える。⁽¹⁾ すなわち、わたくしの考えでは、株式についても、社債におけると同じく、そこでは株式の権利としての性質（株主たる地位）およびその一般的内容のほかは、その発行・変動・流通・消滅だけを原則として論述し、株式についても、その資本と関係する面についてはこれを会社の計算においてその他の計算規定と一括すべきものとなり、また、株主の経営参与としての株主總會に関する部分も株式の箇所から外して、株式会社の経営的機構の中で取扱うことになるとともに、社債は「株式」のあと「会社の計算」の前に包括的に取上げることにより、株式会社の計算規定が株主のみならず社債権者を含む会社債権者一般にも通ずる法の要請から設けられている性格のものであることを明らかにすることが適當ではないかと思ふものである。なお、株式と社債とを株式会社が発行する証券という面で一括して取上げるフランスの学者の中には、社債法律関係のうち社債権者集会（社債権者団体）の問題だけを切り離して株主總會と並べて論じているものが少なくないが、株主總會と社債権者集会とが手続的に類似するところが多いということから、両者を一括することは、株主總會と社債権者集会との本質的な相違を無視するものであつて妥當とは思われない。⁽²⁾

以上を要するに、わたくしは社債法は株式会社法中において、単に新株の発行に関する法規整と並ぶだけでなく、一般的に株式と並ぶ地位を占めるべきではないかと考えているが、⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾ このような理論体系を考えると若干の障害となることを否定できないのは、設立に際しての株式の発行をいかに取扱うかの問題である。けだし、わが商法が株式会

社の設立につき準則主義をとることから、設立段階における資本の充実を期して、その段階における株式の発行につき、新株の発行におけるとは比較すべくもない厳重な規整をなしており（商一六五條—一九八條）、株式会社の設立の問題は設立に際しての株式の発行を含めて設立手続として独立してまとまった考察の対象とするのが適當ではないかということが疑問として投ぜられるからである。しかし、この点も、わたくしの考えでは必ずしも体系上の困難として避けがたいものとは思わない。設立に際しての株式の発行もその発行手続それ自体に関するものは、理論体系上は「株式」の箇所に新株の発行の場合と並べて取上げつつ、それが設立手続の一環をなすものとしては、その限りで設立の箇所に最小限必要な部分を取上げることによつて可及的に敘述の重複を避けることにより、株式と社債とを並列させるという株式会社体系の基本的構想を崩すことなしに、株式会社の設立を一つのまとまつた法律関係として考察することを可能ならしめることができるのではないかと思う。⁽¹²⁾

- (1) たとえば岡野・会社法講義案一九四頁以下、松本・日本会社法論三四八頁以下、田中・改正会社法概論六四一頁以下、小町谷・商法講義卷一（総則・会社）一二二五頁以下、田中（誠）・会社法（現代法学全書）四一二頁以下等。なお、田中博士は昭和二五年改正法後の著書である「改訂会社法概論」においても、旧著の「資本の増加」の箇所を「新株の発行」と改められただけで、体系的順序には変更を加えられていない。
- (2) 大隅博士が従来、社債を株式会社の対外関係として会社の整理（および会社の更生）（同・会社法概説二〇三頁以下）と一括して論述されておられたのは（同・会社法論三七三頁以下）は、このような点を考慮されたものかと憶測される。なお、博士は新著「会社法論中巻」では敘述の順序を変更され、会社の機関・会社の計算・定款の変更・資本の減少と論述され、そのあとに「新株の発行」をもつてきておられる（同・二九四頁以下）。同著の下巻は未完ではあるが、旧著と株式会社法の体系的構成を異にしており、「新株の発行」と「社債の発行」をつづけられる趣旨かと憶測される。
- (3) 石井教授は昭和二五年商法改正前の旧著・商法概論では株式・機関のほか、資本の増減等会社の構造の変更などを含めて「会社

- の構造」として一括されるとともに、それにつづけて「会社の計算」を取上げ、その次に「社債」を論述されて、しかる後「会社の整理・解散・清算」の問題に移られておられたのが注目される。
- (4) 昭和二五年の商法改正の際における社債に関する規定の修正については鈴木・石井・改正株式会社法解説二九二頁以下、大隅・大森・逐条改正会社法解説四七四頁以下、田中(誠)・確定改正会社法解説一八五頁、岡崎等・新会社法と施行法一三〇頁以下参照。
- (5) 松田博士(同・新会社法概論二七三頁以下)(計算の後)、石井教授(同・商法一三三六頁以下)(計算の前)のとられる立場がこれである。なお、服部教授も会社資金の調達ということを一括されてはいないが、新株の発行につづけて社債を論ぜられており実質的には、これらの立場(とくに石井教授の立場)に近いものといえる。
- (6) このような考え方は美方博士によつてある程度示されていたともいえるが(同・会社法学Ⅱ(新株式会社法)二七五頁以下)、明確かつ整然とした体系として構成されたのは西原博士である。西原博士のこの立場は最初「会社法学の体系について」(松本先生古稀記念会社法の諸問題三七頁以下とくに五〇頁以下・五二五頁参照)において主張提言されたが、やがて、その教科書である「会社法」(商法講義Ⅱ)において全面的に展開されたが、それは博士が会社の全機構にわたつて基本的法理を組織的に述べられた会社法総論に対応するものであり、他の種類の会社の場合にも、ほぼ一貫した態度を示されたものであるだけに、会社法の全体系の再編成としても学問的に高く評価されなければならない。なお、西原・前掲書序一―二頁参照。
- (7) アメリカでは株式会社法について、このような体系的構成を試みるのは従来から普通であるが(たとえば Ballantine, *On Corporations*, rev. ed. 1946, p. 494 et seq.; Stevens, *On Corporations*, 2nd ed. 1949, p. 412 et seq. など参照)近時大英仏の著者でもこのような試みがある(たとえば Gower, *Principles of Modern Company Law*, 2nd ed. 1954, p. 339, et seq.; Palmer, *Company Law*, 20th ed. by Schmitthoff and Curry, 1959, p. 265, et seq.; Hamel et Lagarde, *Traité de droit commercial*, Tome I, 1954, p. 641 et suiv.; Dalsace, *Manuel de droit des sociétés anonymes*, 2^e éd. 1955, p. 23, et suiv. など)。そしてその体系的展開はいずれも必ずしも充分になされてはゐるわけではなからぬ。
- (8) たとえば Hamel et Lagarde, *op. cit.*; Escarra, *Cours de droit commercial*, nouvelle édition, 1952.
- (9) リペールはわが国の諸学者と同様に「社債に関しては社債権者集会の問題を含めて、これを包括的に取扱つてゐるが(Ripert, *Traité élémentaire de droit commercial*, 2^e éd. 1952, p. 502 et suiv.)正当である。
- (10) 大森博士が従来からの一般の体系を多少修正して新株の発行(株式買取請求・株式の分割および変更とともに)を「株式」の箇所に収められているのは、それが株式会社法の発行する証券という面でもとらえられたものでないこと、また、株式と社債とが体系的

に分離していることなどの点で私見とは重要な相違があるが、社債と対比したときに「株式」の簡所に盛られる実質的な内容の点ではある程度までわたくしの考え方と方向を同じくしているともみれる。

(11) 鈴木・会社法(法律学講座)二〇一頁以下が法典の順序をとくに変更して、社債を資本減少の後に廻しておられるのは、特異な態度であるが、注目すべきである。

(12) 鈴木教授がその著「商法」(法学叢書)において株式会社の部分中「設立」を株式・機関・計算のあとに移し、新株の発行・社債とつづけておられるのはきわめて示唆的であるように思う。

むすび

以上に述べてきたとおり、わたくしは、法律体系中において社債法の占める地位は第一次的に株式会社法中にあり、そして、社債法が株式会社法中において占める地位としては、株式と社債とを株式会社が発行する証券として一括するという株式会社法の新たな体系の構想を示すとともに、その間、社債に関する法律的考察の基本的立場として、これまでに展開されてきた諸見解を、或いは外国の諸立法の立場や内外の学説を取上げて、その問題点を指摘し、かつ、それらを批判して自分なりに一個の統一ある立場に到達しようと試みてきたつもりである。そして、以上のような基本的構想の上に立脚した社債法の全貌については未熟ながら拙著社債法において展開したわけであるが、必ずしも充分に成功したとは思っていないのみならず、以上のような社債法に関する基本的構想が誤っていないと仮定したとしても、以上の論述のうちにも示されている多くの問題点を含んでいることを否定できない社債法に株式法と並ぶ地位づけを与える株式会社法の新しい体系が、どのようなものとして全面的に再編成されるべきであるか、さらには、株式会社と他の会社形態たる合名会社・合資会社・有限会社と合せた会社法全体の体系がどのようなものとして構成さ

れるべきかということはなお残された学問上の重要課題であり、法律体系中における社債法の地位という問題自体が株式会社法全体さらには会社法全体の体系的考察と離れて、これをなしうるものでないことは筆者の充分に自覚しているところである。本来であれば、そのような(株式)会社法学の体系を闡明してこそ、わたくしの主張の適否の吟味が初めて可能となるわけであり、(株式)会社法学の体系を示すことは、社債法の法律体系中における地位づけについて積極的提言を試みる者の義務でもあろう。わたくしはそのことを無条件に承認するが、その詳論をつぎの機会に譲ることを許されたい。それは、前にも述べたことがあるように、わが国社債法の一応の体系的試作を終えたわたくしが、もう一度自分の考え方をふりかえつてみて、自ら図らずに犯しているかも知れない誤謬がないかと慎重に検討し直すためというよりも、社債をとおしての株式会社法の体系的考察という立場をはなれて、株式を中心とする株式会社の基本理論、ならびに株式会社法上の各個の制度について少しでも多く、少しでも深い考察を試みることに、現在のわたくしにとつてはより重要であり、むしろ(株式)会社法学の体系づけは、株式会社に関する法律学的考察の総決算として、いわば窮極の目標であり、到達点ではないかとの反省に出るものである。本稿は右のような意味で未だなお不完全さを脱却していないことを充分に自覚しつつ、その完成を他日に期したいと思う

(完)